

平成 27 年度市・県民税について

市・県民税(住民税)は、平成 27 年 1 月 1 日現在で市内在住の人に、前年中の所得を基に計算し、課税しています。平成 27 年度市・県民税納税通知書については、6 月 5 日(金)に発送します。納期限内の納付について、ご協力をお願いします。 問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

平成 27 年度から適用される主な税制改正

■ 住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充

住宅借入金等特別税額控除については、居住年の適用期限が平成 26 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで延長されました。また、そのうち、居住開始年月日が平成 26 年 4 月 1 日以後の控除限度額が拡充されました。

居住年	平成 25 年 12 月まで	平成 26 年 1 月 ～平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月 ～平成 31 年 6 月
市・県民税の 控除限度額	所得税の課税総所得等×5% (最高 97,500 円)	所得税の課税総所得等×5% (最高 97,500 円)	所得税の課税総所得等×7% (最高 136,500 円)

※所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額について、上記の控除限度額の範囲内で市・県民税から控除します。

※平成 26 年 4 月 1 日から居住開始した場合でも、消費税率が 5%で契約している人は、97,500 円が控除限度額になります。

※広報さって 2 月号「主な税制改正」において、居住年の適用期限を「平成 29 年 12 月 31 日まで」とお知らせしましたが、その後の税制改正により、適用年月日は「平成 31 年 6 月 30 日まで」にさらに延長されました。

■ 上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る 10%軽減税率の特例措置が廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以後は、右記の本則税率が適用されます。

【平成 25 年 12 月 31 日まで】

所得税	7% (7.147%)
市・県民税	3%
合 計	10% (10.147%)

【平成 26 年 1 月 1 日から】

所得税	15% (15.315%)
市・県民税	5%
合 計	20% (20.315%)

※()内は、復興特別所得税を含んだ税率

公的年金からの特別徴収(天引き)制度について

対象 平成 27 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人。ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人や特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

▼平成 27 年度年額が 66,000 円の場合のモデルケース

前年度 2 月		特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
10,000 円		4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
10,000 円		10,000 円	10,000 円	10,000 円	12,000 円	12,000 円	12,000 円

2 月と同額を納付

年額 66,000 円から 4～8 月で納めた 30,000 円を差し引いた残額 36,000 円を 3 回に分けて納付

平成 27 年度の各種税証明書の発行は 6 月 5 日(金)から

平成 27 年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6 月 5 日(金)から取得することができます。なお、住民税が給与から天引きされている人に限り、それ以前でも取得することができます。

※不動産所得などの給与以外の所得があり、納税通知書で納める住民税がある人は、6 月 5 日(金)からとなります。

公的年金収入が 400 万円以下の人へ ～扶養控除などの申告はお済みですか～

公的年金収入が 400 万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、住民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります(確定申告がお済みの人は、住民税の申告を重ねてする必要はありません)。

また、住民税は申告する人が障がい者、寡婦(夫)、未成年の場合は、合計所得が 125 万円以下であれば非課税になります。

※申告に必要な書類などの詳細については、税務課にお問い合わせください。

危険ごみの排出にご注意を!

問合せ 環境課

☎(48) 0331・FAX(48) 2226

ごみ収集車による収集・運搬の際や、ひばりヶ丘桜泉園のごみ処理施設内での選別・破碎処理作業において、主に「燃やせないごみ」の中にスプレー缶や卓上ガスボンベ、ガスライターなどの「危険ごみ」が混入していることがあります。また、本来は市で収集できないものに分類されるバッテリーが混入されていることもありました。

これらに含まれているガスやオイルなどが原因で、小規模な爆発や火災が発生することがあります。



混入していた
ライターなどの危険ごみ



破裂したガスボンベなど

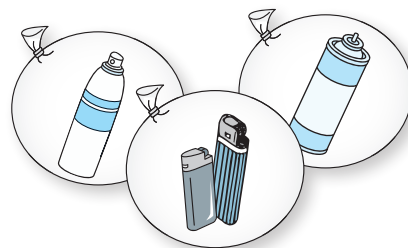
ごみ処理施設内であれば作業員に危険が及び、施設火災の可能性もあります。また、これがごみの収集作業中であれば、市民のみなさんにも危険が及ぶ可能性もあります。

市民のみなさんや作業員の安全確保・火災予防のためにも、「燃やせないごみ」「有害ごみ」「危険ごみ」などの分別の徹底について、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

危険ごみの出し方

ほかのごみとは別に透明(半透明)のビニール袋に入れ、「燃やせないごみ」の日の午前8時30分までに、ごみ集積所に出してください。

- ◎スプレー缶、卓上ガスボンベ、ガスライターは「危険ごみ」です。必ず種類ごとに、ほかの「危険ごみ」とは分け、透明(半透明)のビニール袋に入れて出してください。
- ◎「危険ごみ」は、火災事故防止のため、なるべく使い切ってから出してください。なお、使い切れなかったもの、使っていないものを出すときは、穴は開けなくても結構です。



歯科訪問診療（往診）をご活用ください

幸手市歯科医師会では、訪問診療に必要な専用機材を整え、通院困難な状態にある人(介護認定者や寝たきり状態にある人)などへの訪問診療を実施しています。

また、通院が困難な人への「歯科医師のご紹介」、歯や口の中のことでお悩みの人への「相談窓口の設置」をしていますので、ぜひ、ご利用ください。

※なお、下記の歯科医院に直接申し込むこともできます。

【相談窓口】

○幸手市歯科医師会相談窓口

堀中歯科医院 ☎(44) 0916

○健康増進課 ☎(42) 8421

※詳細については、歯科医師会ホームページ (<http://www.satte-dental.jp/>) を参照してください。



幸手市歯科医師会 会員【50音順】

新井 歯科医院 ☎(48) 2613	苦瀬 歯科医院 ☎(43) 6116	高柳 歯科医院 ☎(42) 0270
出井 歯科医院 ☎(42) 0902	グリーン 歯科 ☎(44) 1750	玉木 歯科医院 ☎(42) 8885
岩上 歯科医院 ☎(43) 3839	小林 歯科医院 ☎(42) 8181	戸川 歯科医院 ☎(42) 7452
梅本 歯科医院 ☎(43) 6200	駒橋 歯科医院 ☎(42) 0271	永井 歯科医院 ☎(43) 5171
遠藤 歯科医院 ☎(43) 5288	小森谷 歯科医院 ☎(43) 0888	那須 歯科医院 ☎(43) 4570
大宮 歯科医院 ☎(43) 0485	昆 歯科医院 ☎(42) 7480	堀中 歯科医院 ☎(44) 0916
柿沼 歯科医院 ☎(42) 0579	佐伯 歯科クリニック ☎(44) 1818	みつば 歯科エムズタウン幸手 ☎(40) 3283
柿沼デンタルクリニック ☎(42) 4887	さくら 矯正医院 ☎(43) 1553	宮田 歯科医院 ☎(43) 6333